

特別養護老人ホームシルトピア油木

(指定介護老人福祉施設) 重要事項説明書

(令和7年4月1日版)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

介護保険事業所番号 第 3474600172 号

当事業所は契約者に対して福祉サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目 次

- 1, 事業所経営法人
- 2, ご利用事業所
- 3, 居室の概要
- 4, 職員の配置状況
- 5, 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6, 緊急時の対応
- 7, 事故発生時の対応
- 8, 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
- 9, 残置物引取人
- 10, 苦情の受付について
 - 1 1, 第三者評価の実施状況
 - 1 2, 業務継続計画の策定
 - 1 3, 感染症の予防及びまん延の為の措置
 - 1 4, 虐待防止
 - 1 5, その他

1. 事業所経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 東城有栖会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県庄原市東城町川西947番地の2 |
| (3) 電話番号 | 08477-2-2215 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高 原 淳 尚 |
| (5) 設立年月 | 昭和47年 5月 2日 |

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定介護老人福祉施設 平成12年3月30日指定
平成26年4月 1日更新
広島県 第 3474600172 号

(2) 事業所の目的

社会福祉法人東城有栖会が開設する特別養護老人ホームシルトピア油木（以下、「事業所」という）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業員が、要介護状態にある契約者（以下、「契約者」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム シルトピア油木
(4) 事業所の所在地 広島県神石郡神石高原町油木甲5071番地1
(5) 電話番号 0847-82-2124
(6) 施設長（管理者）氏名 正 峯 政 子
(7) 開設年月 平成3年5月1日
(8) 入所定員 32名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合はその旨お申し出下さい。（但し、契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。）

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	11室	
4人部屋	5室	
合計	16室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] ホットパック
浴室	1室	
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：各居室には、洗面所・洋式トイレ・テレビ配線、一部の居室には

電話回線が設置されています。またフリーWi-Fiを完備しています。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

喫茶レストラン 1室 併設で外部の方も利用できます。

地域交流サロン 1室 会合や式典等に貸し出します。

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の人員基準を満たしています。

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤
①施設長	1名
②介護職員	12名以上
③相談員	1名以上
④看護職員	2名以上
⑤介護支援専門員（兼務）	1名以上
⑥医師（嘱託医）	1名以上
⑦機能訓練指導員	1名
⑧歯科衛生士	1名
⑨（管理）栄養士	1名以上

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制	
①医 師	水曜日 13:30~15:30	1名
②介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	E勤： 7:30~16:30	2名
	G勤： 8:30~17:30	1名
	K勤： 10:30~19:30	2名
	夜勤1：17:00~10:00	1名
	夜勤2：17:30~10:30	1名
③看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	G勤： 8:30~17:30	1名
④事務員	G勤： 8:30~17:30	1名
⑤調理師（員）	A勤： 6:00~15:00	1名
	E勤： 7:30~16:30	1名
	F勤： 8:00~17:00	1名
	G勤： 8:30~17:30	1名
	I勤： 9:30~18:30	1名

K勤 : 10:30~19:30

1名

☆契約者の状況によっては異なることがあります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第5条参照）

別紙の料金表によって、サービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）ほかの合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、契約者の要介護度及び減額負担額に応じて異なります。）

①施設利用料

②日常生活継続支援加算 ※ 新規入所者の内（前6か月又は12か月）

ア 要介護度4又は5の入所者の割合が70%以上

イ 認知症日常生活自立度Ⅲ以上 65%以上

ウ 痰吸引等が必要な入所者の割合が15%以上

以下の※は職員配置要件

③看護体制加算 ※看護師及び看護職員の配置が多めである

④個別機能訓練加算 ※個別機能訓練計画に基づき専属訓練員により実施

⑤若年性認知症入所者受入加算 ※個別担当者が該当者を世話

⑥身体拘束廃止未実施減算 ※拘束実施翌月から改善された月まで減算

⑦入院または外泊中（6日以内）の施設利用料

⑧初期加算（入所後30日間）※入所日から30日に限る

- ⑨退所時等相談援助加算 ※入所 1 か月以上の方の退所後の生活について相談
- ⑩栄養マネジメント強化加算 ※管理栄養士実施の栄養スクリーニングを踏まえ、栄養ケア計画に基づき低栄養状態を改善する
- ⑪経口移行加算 ※関連職種連携の元、経口移行計画に基づく経口食事摂取
- ⑫経口維持加算 ※経口維持計画に基づき著しい摂取障害や誤嚥が認められる入所者の食事摂取
- ⑬口腔衛生管理加算 ※歯科衛生士による月2回以上の口腔ケアの実施
- ⑭療養食加算 ※食事の提供が栄養士により管理されていること
- ⑮看取り介護加算 ※常勤看護師により看取り指針に基づく看取り介護
- ⑯在宅復帰支援機能加算 ※契約者と家族の調整を行い復帰への支援を行う
- ⑰在宅・入所相互利用加算 ※入所 3 か月を限度に在宅生活継続への支援
- ⑱認知症専門ケア加算 ※認知症専門研修受講者が一定基準配置されている
- ⑲認知症チームケア加算 ※チームを組んで認知症の行動・心理症状に対応
認知症専門ケア加算との算定は不可
- ⑳褥瘡マネジメント加算 ※褥瘡ケア計画を作成し3ヶ月に1回評価・見直しを行い、褥瘡の予防・早期治癒に努める
- ㉑協力医療機関連携加算 ※協力医療機関と情報共有する会議を定期的開催
- ㉒安全対策体制加算 ※安全対策を実施する体制が整備されている
- ㉓科学的介護推進体制加算 ※LIFE へのデータ提出しフィードバックをケアに活用
- ㉔業務継続計画未実施減算 ※策定できていない場合、所定単位数 3.0%を減算
- ㉕高齢者虐待防止措置未実施減算 ※委員会・担当者の設置、指針の整備・研修の実施が出来ていない場合、所定単位数の 1.0%を減算
- ㉖サービス提供体制強化加算(日常生活継続加算と併用不可)
※介護職員における介護福祉士が80%以上、または勤務年数 10 年以上の者が35%以上。

- 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

別紙の料金表によってお支払い下さい。（サービスの利用料金は、契約者の減額負担額に応じて異なります。）

〈サービスの概要と利用料金〉

① 居住費 多床室 1100円

② 食費 朝食320円 昼食700円 夕食580円

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7:00~ 8:30

昼食 12:00~13:30

夕食 18:00~19:00

③特別な食事(酒類を含みます。)

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

④理髪・美容

毎月2回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)及び美容師による美容サービス(カット、パーマ)等をご利用いただけます。

⑤貴重品の管理及び日用品費

契約者の希望により貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

- ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- ・お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- ・保管管理者：施設長
- ・出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを契約者へ交付します。
- ・日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、契約者が負担することが適当と認められるもののうち、石けん、シャンプー、口腔ケア用品、洗濯用品等について必要な物をそろえて提供します。なおこの中には居室で使用するテレビ等の電気代を含みます。

⑥レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

〈例〉

i) 主なレクリエーション行事予定

各種ドライブ(実費をいただきます。)

ii) クラブ活動

書道、手工芸、各種細工(材料代等の実費をいただきます。)

⑦複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円 ※印刷は1枚につき5円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨送迎に関する事

契約者が希望される場合、施設の公用車にて送迎いたします。その場合片道4kmまでは100円、それ以上は1km30円を目安に実費負担いただきます。なお、病院への受診など必要性の高いことについてはその範囲に含まれません。

※主治医の指示にのりも他の医療機関に受診する場合はその限りではありません。

⑩契約書第19条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡されない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る1日あたりの実費料金をいただきます。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金等のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、翌月10日以降でご請求し16日以降で明細書をご家族等契約代理人に郵送いたしますので、翌月20日から月末までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

広島銀行 東城支店 普通預金 3054238
口座名義 社会福祉法人東城有栖会
特別養護老人ホーム シルトピア油木
施設長 正峯政子

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし(翌月25日、休みの場合翌日)

ご利用できる金融機関: 広島銀行 油木支店

ゆうちょ銀行 福山市農協 庄原市農協

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	神石高原町立病院
所在地	広島県神石郡神石高原町小畠 1709 番地 3
診療科	内科・外科

6. 緊急時の対応

事業所は、契約者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

7. 事故発生時の対応

(1) 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町及び契約者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

(2) 事業所は、契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業所及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

8. 事業所を退所していただく場合 (契約の終了について)

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、契約者に退所していただくこととなります。(契約書第 13 条参照)

- ①要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援、又は要介護 1 及び 2 と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③事業者の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

- ④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

(契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

(契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。なお、通知については解除日より30日以上前に解除理由を示した文章を通知します。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤契約者が他の介護保険施設等に入所した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）

当事業所に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日以内の入院の場合、退院後再び入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②7日以上3ヶ月以内の入院の場合

7日以上入院される場合、その予定期間が1ヶ月を過ぎることがあらかじめ予想される場合、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院された場合、再び事業所に優先的に入所できるよう努めます。その場合、満室であれば、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合、契約を解除することになります。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

契約者が当事業所を退所する場合には契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- ①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9. 残置物引取人（契約書第21条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当事業所に残された契約者の所持品(残置物)を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当事業所は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

10. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ① 苦情受付窓口（担当者） [職名] 施設課長 大瀬 民子
- ②受付時間 年中無休毎日 8：30～17：30

Tel0847(82)2124 Fax0847(82)2259 E-Mail siltopia@crocus.ocn.ne.jp

(2) 行政機関その他苦情受付機関

①神石高原町保健福祉センター 所在地 〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠 1701 福祉課介護保険係

Tel0847(89) 3 5 4 1

Fax0847(85)3541

受付時間 8:30~17:15

②広島県国民健康保険団体連合会 所在地 〒730-8503

広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館

Tel082(554)0783

受付時間 8:30~17:15

③広島県福祉サービス運営適正化委員会 所在地 〒732-0816

広島市南区比治山本町 1 2-2 県社会福祉会館内

Tel082(254)3419 FAX082(252)6161

受付時間 8:30~17:30

④第三者委員 川上忠志 所在地 〒720-1812

広島県神石郡神石高原町油木甲 2 4 0 0-2

Tel0847(82)0272

前原孝史 所在地 〒720-1901

広島県神石郡神石高原町小野 3 0 4

Tel0847(83)0434

(3) 苦情解決の流れ

苦情を受け付けた場合、内容について記録し、その解決概要についても記録することとしますが、その流れは契約書にあるとおりで、以下のようになります。

①契約者は、事業所より提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業所、市町または国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。

②事業所は契約者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスについて契約者から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業所は、契約者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

③事業所の苦情相談窓口は重要事項説明書のとおりです。

④事業所は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。

※契約者や従業員からの事情聴取等により、事実関係を把握します。

※苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。

※契約者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。な

お、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。

- ⑤事業所は、苦情の解決に際しては、必要に応じて市町または国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

11. 第三者評価の実施状況

当施設では以下のとおり、第三者による評価を実施しています。

- ①実施日 平成23年5月17日（以降実施なし）
③ 評価機関 広島県社会福祉協議会

12. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 感染症の予防及びまん延の為の措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、又はまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6ヵ月に1回以上開催します。その結果を、事業所職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 虐待防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

15. その他

- (1) 事業者は、弁護士法人 ALG&Associates と顧問契約を締結しています。
- (2) 事業者は、提供するサービスに関して、利用者に対する背信行為等不適切な業務が認められた場合には、弁護士法人 ALG&Associates の監督のもと適切な措置を講じるよう努めます

令和 年 月 日

説明場所 自宅・施設・その他()

重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム シルトピア油木

説明者職名

氏名

印

重要事項の説明を受けました。

契約者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄（契約者との関係） _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

介護保険法関係

- [介護老人福祉施設] 平成12年 3月30日指定
介護保険事業所番号3474600172号 定員32名
- [介護老人福祉施設] 令和 5年 8月 1日指定
介護保険事業所番号3474600248号 定員33名
- [居宅介護支援] 平成11年 8月31日指定
介護保険事業所番号3474600032号
- [通所介護] 平成12年 3月22日指定
介護保険事業所番号3474600149号 定員30名
- [総合事業通所介護] 平成18年 4月 1日指定 ※同番号
- [短期入所生活介護] 平成12年 3月22日指定
介護保険事業所番号3474600164号 定員10名
平成26年 8月 1日指定 (四季の家)
介護保険事業所番号3474600222号 定員12名
- [介護予防短期入所生活介護] 平成18年 4月 1日指定 ※同番号
平成26年 8月 1日指定 (四季の家) ※同番号
- [訪問介護] 平成12年 3月22日指定
介護保険事業所番号3474600156号
- [総合事業訪問介護] 平成18年 4月 1日指定 ※同番号
- 障害者総合支援法関係
- [居宅介護] 平成18年10月 1日指定
事業所番号3414600043号
- [重度訪問介護] 平成18年10月 1日指定 ※同番号
- [短期入所] 平成18年10月 1日指定 定員10名
- [移動支援] 平成18年10月 1日指定
事業所番号3463800049号
- [日中一時支援] 平成18年10月 1日指定
事業所番号3463800601号
- [障害者就労支援事業B型] 令和3年4月1日指定
事業所番号3414600076号

2. 隣接施設の概要

- (1) 建物の構造 木造平屋建
- (2) 建物の延床面積 243.46㎡
- (3) 実施事業

介護保険法関係

- [認知症対応型通所介護] 平成21年 4月 1日指定
介護保険事業所番号3494600020号 定員12名
- [介護予防認知症対応型通所介護] 平成21年 4月 1日指定 ※同番号

障害者総合支援法関係

[共同生活介護]

平成21年 4月 1日指定

事業所番号3424650012号 定員6名

(4) 事業所の周辺環境

施設は、国道182号線添いに位置し、周辺には図書館や住宅、中学校、体育館等の施設が集まっており、自然環境に恵まれている。

(5) 交通機関

福山方面よりお越しの方

車で約60分

バス利用の場合、福山駅より油木及び東城行き東廻り約80分油木下車、東城行きに乗り換え約10分、古市別れ下車、徒歩15分。

※油木よりタクシー5分。

東城方面よりお越しの方

車で約15分

バス利用の場合、東城駅前より油木及び福山行き約30分古市別れ下車、徒歩15分

3. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護・看護職員を配置しています。

相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主に契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員（計画担当介護支援専門員）…契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

医師…契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。嘱託医を配置しています。

歯科衛生士…契約者の口腔ケアを実施します。

栄養士…契約者個々の健康状態を考慮しながら毎日の食事の献立を立てます。

調理師…栄養士の立てた献立に従って、調理します。

事務員…契約者の日々のお金の管理から、各種事務手続き一般をおこないます。

専門員…夜勤時間帯の施設の戸締まり等警備を担当します。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

5. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条,第8条,第9条参照）

当事業所は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③契約者に介護事故等が発生した場合、速やかに医師又は看護職員と連携のうえ、契約者本人や家族と協議しながら最善の方法を尽くします。
- ④契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、契約者は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、契約者又は他の契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又はご家族、契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。また、契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

6. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、施設に入所されている契約書の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

居室に収まらない物、火災につながる危険物、ペット類、施設側が不適切と認める物。

（2）面会

面会時間 8：30～17：30（宿泊は原則できません。）

※来訪者は、必ずその都度面会簿に氏名等、記載願います。

※なお、来訪される場合、契約者が食べきれない量の飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

（3）外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5 (2) に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

7. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

事業者は、契約書の第11条・12条本文の場合に備えて、賠償保険に加入しています。

特別養護老人ホームシルトピア油木サービス表(令和6年4月1日版)

介護保険対象サービス

※詳細は別紙参照

■施設利用料

(多床室) ※旧措置含む

要介護度1～5

■日常生活継続支援加算(サービス提供体制加算と併用不可)		36 単位/日
□サービス提供体制強化加算1(日常生活継続加算と併用不可)		22 単位/日
■看護体制加算Ⅰ		6 単位/日
□看護体制加算Ⅱ		
■個別機能訓練加算Ⅰ		12 単位/日
■個別機能訓練加算Ⅱ		20 単位/月
■個別機能訓練加算Ⅲ		20 単位/月
■若年性認知症入所者受入加算		120 単位/日
□身体拘束廃止未実施減算		
■施設外泊時費用(入院または外泊中)		246 単位/日(月6日限度)
■初期加算		30 単位/日(入所日から30日以内)
■退所時等相談援助加算	退所前後訪問相談援助加算	460 単位/回
	退所時相談援助加算	400 単位/回
	退所前連携加算	500 単位/回
■栄養マネジメント強化加算		11 単位/日
■栄養ケアマネジメントの未実施		14 単位/日 減算
■口腔衛生管理加算		110 単位/月
■療養食加算		6 単位/回(日3回限度)
■看取り介護加算	死亡日以前45日以上31日以下	72 単位/日
	死亡日以前4日以上30日以下	144 単位/日
	死亡日以前2日又は3日	680 単位/日
	死亡日	1280 単位/日
■在宅復帰支援機能加算		10 単位/日
■認知症専門ケア加算Ⅰ		3 単位/日
□認知症チームケア推進加算Ⅱ		120 単位/1回/月
■褥瘡マネジメント加算Ⅰ		3 単位/日
□協力医療機関連携加算		100 単位/月
■排せつ支援加算		100 単位/月
■介護職員等処遇改善加算Ⅱ		1ヶ月の合計単位数に13.6%加算
■安全対策体制加算		20 単位/回
□安全管理体制未実施減算		5 単位/日減算
■科学的介護推進体勢加算		50 単位/月
□業務継続計画未実施減算		3%減算
□高齢者虐待防止措置未実施減算		1%減算

介護保険対象外サービス

■居住費		多床室(1100円)
■食費		(朝320円・昼700円・夕580円)
■特別な食事(酒類を含む)		実費
■理髪・美容		実費
■貴重品の管理及び日用品費(1か月あたり)		1000円